

令和元年度第4回厚木市子ども育成推進委員会会議録

日 時：令和2年2月19日（水）午前10時30分から午前11時50分まで

場 所：あつぎ市民交流プラザ6階601会議室

出席者：子ども育成推進委員8人、こども未来部長、こども育成課長、
こども政策係長、こども政策係担当者、保育課長、
保育認定・給付係長

傍聴者：なし

委員10人中8人出席（半数以上）により会議は成立。

会議の経過は次のとおり。

1 開会

こども育成課長

2 挨拶

辻委員長

3 案件

(1) あつぎ子ども未来プラン（第3期）案の策定について

事務局から資料に基づき説明

【質疑等】

委 員：No.182外国人児童受入れ支援事業について、幼稚園がどのような事業を実施した場合に補助金を交付するのか。

事務局：幼稚園が外国人児童を受入れやすくするため、翻訳機の購入費、通訳ができる職員の人件費、在園の外国人家庭を対象にした研修会費等、外国人児童等の受入れにつながる事業に対して補助金の交付を予定している。

委 員：対象とする国籍は外国のみか。

事務局：外国籍児童だけではなく、帰国子女等も想定している。

委 員：No.119子育て日常生活支援事業について、紙おむつの支給が第1子からになった場合、現在サービスを利用している方へどのように周知するのか。

事務局：令和2年4月1日以降に生まれた子どもが対象になるため、現在は対象となる方がいない。

委 員：No.39保育士等応援手当助成金事業とNo.40保育士等雇用サポート

事業補助金事業は、どのような事業か。

担当課：今年度から開始した事業で、応援手当助成金事業は、市内の私立保育施設で働く保育士444人に年額6万円支給、雇用サポート事業補助金事業は、保育士募集の広告費や出張旅費、保育士の住居手当等を保育施設に補助する事業である。いずれも、既存の補助金を分割して予算措置したものである。応援手当助成金は、今までも、保育士に支給してもらうよう、他の補助金と合算して保育所に支払っていたものだが、保育士への支払いをより明確にするため、保育士から領収書ってもらうようにした。

委員：応援手当の6万円を支給する際、給与の項目として明示するのか。

担当課：明示してもらう。

委員長：保育士、幼稚園教諭の確保は難しいか。奨学金の返還に要した費用の一部を助成することで、長く厚木市で働くことができる。

事務局：厚木市では、保育士、幼稚園教諭以外に、看護師や介護士も同様の事業を実施している。

委員長：奨学金返還助成の効果はどうか。

委員：若い保育士や教諭は助かる。効果は大きいと思う。

委員長：学校入学前に助成事業の情報があると、更に保育士や幼稚園教諭の確保に効果があるのではないか。

事務局：既に実施している保育士確保事業は、就職相談会や短大、大学で周知している。幼稚園教諭確保事業も積極的に周知していく。

委員：No.130子育て出前講座は、どのような事業か。

事務局：市職員が企業等を対象に、子育て支援情報やワーク・ライフ・バランス推進の取組等を紹介し、子育てへの積極的な参加を促進する事業である。

委員：子どもの居場所づくりとして、教育委員会と協力して、グラウンド解放、教室解放など、学校と地域のつながりを強める必要がある。地域の子どもは地域で育てる環境を整えていただきたい。

事務局：教育委員会と連携することで、一時的余裕教室等を活用し、全小学校区において、市立放課後児童クラブを運営している。放課後児童クラブ以外の子どもの居場所づくりが必要であり、地域の協力を得ながら今後の居場所づくりの取組を進めていきたい。

委員：No.44放課後子ども教室推進事業は、どのような事業か。

事務局：様々な体験学習、スポーツ、文化活動等を実施する事業で、相川小学校と鳶尾小学校の2か所で実施している。放課後児童クラブに通う児童も参加可能としている。

委員：市内全ての小学校で放課後子ども教室を実施できると、子どもの居場所づくりにつながる。

事務局：人材確保に苦慮している。市内38か所の児童館等を活用し、子どもの居場所づくりに取り組む。

委員：指導員等の質をどのように確保しているか。

事務局：指導員等は、県、市で実施している研修を定期的受講している。

委員：No.50市立保育所SNSの充実事業は、どのような事業か。保育士の負担が大きいのではないか。

担当課：フェイスブックを活用し、市立保育所の子育て情報等を発信する事業であり、事業の予定等も発信している。数年前からずっと行っている事業であり、保育士も慣れている。

委員長：本計画に具体的な記載はないが、インターネットから子どもを守る環境整備が必要である。計画を進めていく中で取り組んでいただきたい。

委員：小学生や中学生に税金やお金の使い方等を教える事業は実施しているか。また、子どもの権利やしつけについて、計画への記載はあるか。

事務局：お金の使い方については、学校の授業の中で実施している。子どもの権利等については、厚木市人権施策推進指針でも定めている。

(2) 令和2年度特定教育・保育施設の開設について及び令和2年度特定教育・保育施設の利用定員について

事務局から資料に基づき説明

【質疑等】

委員長：令和2年度の保育認定子ども利用定員を増やしているが、受け皿は足りているか。

事務局：幼児教育・保育の無償化に伴い、特に、認定こども園における2号認定子どもの利用希望が増えてきている。一部の園では、定員により2号認定での受入れができないことから、1号認定で園を利用しながら、必要に応じて預かり保育を利用していたことになる。

委員長：特定教育・保育施設の開設、利用定員の変更等について、意見はあるか。

委員：意見なし。

4 その他

事務局から令和2年度子ども未来部予算概要について説明

5 閉会

沖潮職務代理

以上